

匝瑳市脱炭素省エネ設備導入事業補助金 申請に係るQ&A

令和7年5月27日版

**【本補助金申請 に係る問い合わせ・
申請書等提出先】**

(本補助金事務局)

匝瑳みらい株式会社

Mail: info-mail@sosa-mirai.com

TEL: 0479-85-8464

【本補助金制度 に係る問い合わせ先】

(市担当課)

匝瑳市ゼロカーボン推進課

Mail: z-suishin@city.sosa.lg.jp

TEL: 0479-73-0019

本補助金申請に係る Q&A

目次

I	はじめに.....	- 1 -
II.	申請に係る Q&A.....	- 2 -
1	用語について.....	- 2 -
Q 1	「脱炭素化」とは何ですか？.....	- 2 -
Q 2	「脱炭素先行地域」とは何ですか？.....	- 2 -
Q 3	「既存住宅断熱改修」とは何ですか？.....	- 2 -
Q 4	「高効率空調機器」とは何ですか？.....	- 2 -
Q 5	「高効率給湯機器」とは何ですか？.....	- 3 -
Q 6	「補助事業者」とは何ですか？.....	- 3 -
Q 7	「民生部門」とは何ですか？.....	- 3 -
Q 8	「高性能建材」とは何ですか？.....	- 3 -
2	本補助金について.....	- 4 -
Q 9	「事業の目的」は何ですか？.....	- 4 -
Q 1 0	「交付申請から補助金交付までの流れ」について教えてください。.....	- 4 -
Q 1 1	「申請書等の提出窓口はどちら」になりますか？.....	- 4 -
Q 1 2	本補助金の申請書等の受付を行う「匠瑤みらい株式会社」とはどのような会社ですか？.....	- 5 -
Q 1 3	この補助事業の「期限」は、いつまでですか？.....	- 5 -
Q 1 4	本補助金の交付申請の受付数に「上限」がありますか？.....	- 5 -
Q 1 5	予算上限に達して、交付申請できませんでした。各設備の設置工事が完了している場合、次年度に改めて交付申請することは可能ですか？.....	- 5 -
Q 1 6	予算上限は、どこで確認できますか？.....	- 6 -
Q 1 7	補助事業は、いつから開始できますか？.....	- 6 -
Q 1 8	本補助金を使って設置するメリットは？.....	- 6 -
3	補助対象について.....	- 7 -
Q 1 9	補助対象者を教えてください。.....	- 7 -
Q 2 0	何度でも申請できますか？.....	- 8 -
Q 2 1	譲り受けた機器等や中古品等の設置も補助の補助対象となりますか？.....	- 8 -
Q 2 2	市外に居住していますが、匠瑤市へ転居予定です。本補助金は利用できますか？.....	- 8 -
Q 2 4	賃貸借や使用貸借、共同所有の住宅に設置する場合も補助されますか？.....	- 8 -
Q 2 5	中古住宅等に既に設置されている機器は、補助の対象となりますか？.....	- 8 -
Q 2 6	二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む。）等で、どちらにも設備の設置を行う場合には、二世帯分として本補助金活用は可能ですか？.....	- 8 -
Q 2 7	店舗兼住宅に設備を設置する場合は、どうしたらいいですか？.....	- 8 -

Q 2 8	住宅を建替え予定ですが、その際の断熱改修（断熱化）は補助対象になりますか？	- 9 -
Q 2 9	建替え時に設置する高効率空調機器、高効率照明機器は補助対象になりますか？	- 9 -
Q 3 0	高効率空調機器等について、新規・更新どちらも補助対象でしょうか？ ...	- 10 -
Q 3 1	対象となる高効率空調機器のリストや基準としなければならない性能値等がありますか？	- 10 -
Q 3 2	空調は、セントラル空調でも補助対象になりますか？	- 10 -
Q 3 3	古い空調機器 2 台のうち、「1 台を撤去し」、「新しい空調機器 1 台」と入れ替えます。残した古い機器 1 台は新しい機器と一緒に使用を続けたいのですが、この場合も補助対象となりますか？	- 11 -
Q 3 4	高効率給湯機器について、新規・更新どちらも補助対象でしょうか？	- 11 -
Q 3 5	交付決定前に既に業者と契約している場合は、補助対象となりますか？ ...	- 11 -
Q 3 6	「補助対象外」となる経費には、どのようなものがありますか？	- 11 -
Q 3 7	補助事業終了後の取得財産の管理について、留意点は何ですか。	- 11 -
Q 3 8	複数年度の事業計画で交付申請することは可能ですか。	- 12 -
Q 3 9	省エネ性能の高い製品を探すには？	- 12 -
Q 4 0	新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。	- 12 -
Q 4 1	過去にリフォーム済みである窓（高断熱窓）でも新たに改修する必要があるですか。	- 12 -
Q 4 2	2 階の寝室部分の天井・窓の改修で、最低改修率を上回っているが補助対象になりますか。	- 12 -
Q 4 3	窓・ガラスを改修する場合には、主たる居室にある勝手口ドアも改修する必要がありますか。	- 13 -
4.	交付申請について	- 14 -
Q 4 4	各設備を設置する際の、本補助金（予定）額を教えてください。	- 14 -
Q 4 5	補助対象と補助対象外のどちらにもかかる共通経費は、どのように交付申請すればよいですか？	- 14 -
Q 4 6	交付申請時、又は実績報告時に必要な添付書類は何ですか？	- 14 -
Q 4 7	交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。	- 15 -
Q 4 8	工事日程や補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？	- 15 -
Q 4 9	本補助金は、どのタイミングでもらえますか？	- 15 -
Q 5 0	施工業者による申請書の代理提出、設備業者等による代理申請はできますか？	- 15 -
Q 5 1	「既存設備の仕様がわかる資料（カタログ、写真等）」を求められていますが、既存設備のカタログがない場合はどうしたらよいのでしょうか？	- 15 -
5	設備導入後の手続等について	- 16 -
Q 5 2	導入後の報告・調査はどのようなものですか？	- 16 -
Q 5 3	住宅を売却し、転出（転居）・移転します。設備はどうしたらよいですか？	- 16 -
Q 5 4	災害により設備が破損し、処分したい場合はどうすればよいですか？	- 16 -

I はじめに

匠瑳市では、令和3年(2021年)12月3日に2050年CO2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者の皆様とともに脱炭素社会の実現に挑戦しており、その一環として国(環境省)が進める「脱炭素先行地域」に応募し、令和5年(2023年)11月7日に選定されました。

この脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門※(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことあり、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルものです。国(環境省)では、全国で少なくとも100か所を選定する予定となっています。

この度、国(環境省)の「脱炭素先行地域」に選定された匠瑳市の脱炭素先行地域計画(以下「市計画」という。)の対象地域(以下「補助対象地域」という。)において省エネルギー設備の導入による脱炭素化を通じた持続可能な地域づくりを推進するため、「匠瑳市脱炭素省エネ設備導入事業補助金」(以下「本補助金」という。)を交付します。

本補助金の申請に当たっては、「匠瑳市脱炭素省エネ設備導入事業補助金申請の手引き」(以下「本手引き」という。)及び関連する以下の資料等をよくお読みください。

なお、本補助金は、環境省の交付金を活用していますので、年度ごとに予算額の上限があります(上限額に達した場合は、匠瑳市公式ホームページ等でお知らせいたします。)

<関連資料>

- 1 匠瑳市脱炭素省エネ設備導入事業補助金交付要綱
- 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領
- 3 国実施要領別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(先行地域づくり事業)
- 4 国実施要領 別表第1(交付対象事業費:設備整備事業)

II. 申請に係るQ&A

1 用語について

Q1 「脱炭素化」とは何ですか？

現代の私たちの暮らしは、大量のエネルギー消費によって成り立っています。そのエネルギー源の大半は、石油等の化石燃料です。化石燃料は燃焼する時にCO₂を排出しており、地球温暖化の原因となっています。脱炭素化とは、地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスであるCO₂の排出量をゼロにしようという取組です。また、国では2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しており、本市においても「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年のカーボンニュートラルを目指しています。

Q2 「脱炭素先行地域」とは何ですか？

脱炭素先行地域とは、2050年カーボンニュートラルに向け、令和12年(2030年)までに前倒しで民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロの実現を目指す意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金を交付する環境省の事業で、地方自治体等が中心となり、地域の特性に応じた脱炭素化を目指すとともに、脱炭素化を通じて地域の課題を解決し、暮らし心地よさを向上させる取組を行う地域のことです。本市は、ソーラーシェアリングを中心として脱炭素化推進プロジェクトとして農業の活性化を目指す脱炭素の取組提案が評価され、令和5年(2023年)に脱炭素先行地域として選定されています。

Q3 「既存住宅断熱改修」とは何ですか？

断熱改修とは、壁や床に断熱材を入れたり窓にサッシをつけたりすることで、外気温の影響を受けにくくするためのリフォームです。断熱改修をすることで、冬は暖房で暖めた空気が屋外に逃げず、夏は屋外の熱が入ってくるのを防ぐことができます。外気温の影響を受けづらくなるため、結果として、冷暖房の燃料使用量の削減とともに光熱費の節約にもつながります。

Q4 「高効率空調機器」とは何ですか？

高効率空調機器とは、従来よりも少ないエネルギーで大きな冷房、暖房能力を引き出すことができる空調設備です。

Q5 「高効率給湯機器」とは何ですか？

高効率給湯機器とは、従来の給湯器よりも少ないエネルギーで効率よくお湯を作れる給湯器のことです。本補助金では、電気式のエコキュート等が対象となります。

Q6 「補助事業者」とは何ですか？

本補助金を活用するため本市から補助金交付決定を受けた交付申請者をいいます。
また、補助事業とは、本補助金の交付対象となる事業のことをいいます。

Q7 「民生部門」とは何ですか？

環境省が令和7年(2025年)3月に制定した「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(詳細版(旧本編))ver2. 0」では、温室効果ガス(エネルギー起源 CO₂)の部門を「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」「エネルギー転換部門」「廃棄物の原燃料使用等」としています。

また、環境省の「脱炭素先行地域づくりガイドブック(第6版)」「(令和6年(2024年)12月)では、上記の区分のうち、「家庭部門」と「業務その他部門」を合わせ、「民生部門」としています。

「民生部門」のうち、「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出であり、「業務その他部門」は、事務所・ビル、商業・サービス施設(飲食店・宿泊施設等も含む。)のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出を指します。なお、自家用車等の利用に伴う排出は、「運輸部門」に分類されます。

Q8 「高性能建材」とは何ですか？

特殊な製品を指すものではなく、広く市場に流通している断熱材、窓、ガラスその他の内断熱性能の高い材料のことをいいます。本補助金では、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(既存住宅における断熱リフォーム支援事業)」の対象製品一覧(下記 URL)が補助対象となります。

○ 公益財団法人 北海道環境財団 ホームページ(環境省補助金専用サイト)

既存住宅の断熱リフォーム支援事業 既存住宅断熱改修対象製品一覧



URL: <https://ekes.jp/>

2 本補助金について

Q9 「事業の目的」は何ですか？

本市では、環境への負荷が少ない省エネ設備の導入を促進するため、本補助金を交付します。本市は、環境省から「脱炭素先行地域」に選定されており、環境省に提出した計画提案書に記載した取組の1つとして、家庭部門その他の民生部門への再生可能エネルギー設備の導入促進を図るものです。

Q10 「交付申請から補助金交付までの流れ」について教えてください。

本補助金の標準的な流れは、「交付申請⇒①交付決定⇒交付決定通知受領⇒発注・契約⇒施工・工事完了⇒工事費の支払い⇒実績報告⇒②交付額確定⇒③補助金支払(口座振込)」となります(①②及び③は、匝瑳市が行います。)

詳細は、「申請の手引き」の「I.はじめに (5)申請の流れ」を御確認ください。

Q11 「申請書等の提出窓口はどちら」になりますか？

本市は、本補助金の交付申請書、実績報告書及び請求書(以下これらを「申請書等」という。)の受付に係る事務を、市計画に記載する下記法人(以下「委託法人」という。)に委託します。

委託法人 (補助金事務局)

名 称: 匝瑳みらい株式会社

所 在 地: 匝瑳市八日市場ハ941番地1

八日市場壱番街203号 (郵便番号 289-2141)

M a i l: info-mail@sosa-mirai.com

T E L: 0479-85-8464

Q12 本補助金の申請書等の受付を行う「匠瑳みらい株式会社」とはどのような会社ですか？

匠瑳みらい株式会社は、市計画の事業を主体的に進めるために設立された会社です。

本市も一部出資しており、オンサイト PPA 事業等を通じて得た収益を活用し、本市の活性化に寄与していくことを目的としています。

○匠瑳みらい株式会社 HP

URL: <https://sosa-mirai.com/>



Q13 この補助事業の「期限」は、いつまでですか？

この事業は、令和6年度(2025年度)から令和10年度(2028年度)までの間の実施を予定しています。また、今後の状況により事業実施期間の終了期限が前後する可能性があります。なお、補助事業は、各年度内に交付申請から完了まで行う必要があります。

Q14 本補助金の交付申請の受付数に「上限」がありますか？

本補助金は、国の交付金を活用するため、交付する額には限りがあります。本市では、受付した交付申請書を審査し、本補助金の交付決定を行います。

当該交付決定した額が各年度の予算上限に達すると、それ以後は交付申請書を受け付けられなくなりますので、御了承ください。

なお、交付申請書の受付は原則先着順とします。

また、交付申請書の内容により年度内に交付できる件数も変わりますので、「年間何件まで受付」とは決まっておりません。予算上限に達した場合は、市ホームページ等でお知らせします。

Q15 予算上限に達して、交付申請できませんでした。各設備の設置工事が完了している場合、次年度に改めて交付申請することは可能ですか？

設置工事が完了した場合には、本補助金の申請はできません。予算上限到達による交付申請書の受付停止により本補助金の申請ができず、次年度に設置工事をすることに変更した場合は、当該次年度に本補助金の交付申請をしてください。

また、各年度の予算には限りがあります。本補助金は、最大で令和10年度(2028年度)までの交付を予定しておりますが、本市の取組の進捗や国(環境省)の交付金予算の状況によっては、この限りではありません。予め御了承ください。

Q16 予算上限は、どこで確認できますか？

公表しておりません。予算上限に達した場合は、市ホームページ等でお知らせいたします。

Q17 補助事業は、いつから開始できますか？

交付申請書を提出いただいた後に、本市において交付申請書の審査を行います。審査終了後、本市が交付決定を行った日以降に補助事業の実施が可能です。なお、補助事業の開始日は、「工事業者等との契約締結日又は工事着工日のいずれか早い日」になります。

Q18 本補助金を使って設置するメリットは？

補助対象者は、導入時に補助率の高い本補助金を活用することで、設置費用を抑えることができます。

3 補助対象について

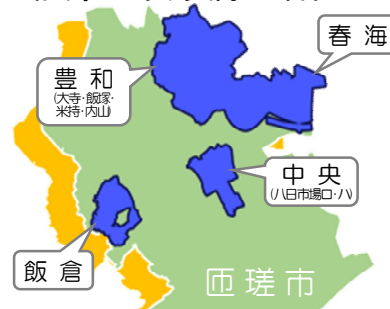
Q19 補助対象者を教えてください。

補助対象者(個人の場合)は、以下の要件を全て満たす方です。

- ① 本補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施する者であること。
- ② 補助対象地域内に本市の住民基本台帳の記録があり実際に居住していること。

【補助対象地域】

- ・ 豊和地区(大寺、飯塚、内山、米持)
- ・ 椿海地区(春海)
- ・ 豊栄地区(飯倉)
- ・ 中央地区(八日市場口、八日市場ハ)



- * なお、補助対象地域内に住宅を新築する場合その他の事由で、申請時点において補助対象地域に居住していない方も、実績報告の期日までに、補助対象地域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録される場合に限り、補助対象者となることができます。

- ③ 本市に納付すべき税に滞納がないこと。
- ④ 本補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)の設置に要する費用を負担し、補助対象設備を所有すること。
- ⑤ 補助対象設備の設置を実施する住宅が、下記のいずれがに該当する場合は全ての所有者又は共有者から補助事業の実施について承諾を得ていること。
 - ア 第三者が所有している場合
 - イ 当該住宅に本補助金の交付を申請する者以外の共有者がいる場合で、かつ、当該補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合
- ⑥ 匝瑳市暴力団排除条例(平成24年匝瑳市条例第1号)第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑦ 補助対象設備に、国、県及び本市から本補助金以外の補助等を受けていないこと。
- ⑧ 補助対象設備に対し、過去に本補助金を受けていないこと(同一世帯の構成員を含む。)

Q20 何度でも申請できますか？

補助事業を活用した本補助金の交付は、補助対象設備の同一種別に対し、1回限りです。

例えば、1年目に断熱改修事業、2年目に高効率空調機器の場合のように異なる補助対象設備の場合は、複数年の活用は可能です。ただし、同じ補助対象設備を2回以上申請することはできません(例 1年目に高効率空調機器、2年目に高効率空調機器)。

Q21 譲り受けた機器等や中古品等の設置も補助の補助対象となりますか？

補助対象外です。未使用かつ購入品が補助対象となります。

Q22 市外に居住していますが、匝瑳市へ転居予定です。本補助金は利用できますか？

実績報告書の提出時点までに本市の補助対象地域内へ転入すれば、交付申請書の提出は可能です。なお、この場合には、実績報告書の提出の際に、補助対象地域内に住所があることが確認できる書類(住民票の写し)を提出してください。

Q24 賃貸借や使用貸借、共同所有の住宅に設置する場合も補助されますか？

補助対象となります。この場合には、住宅所有者(賃貸借・使用貸借の住宅の場合)及び共同所有者全員(共同所有の住宅の場合)の承諾書が必要となります。

Q25 中古住宅等に既に設置されている機器は、補助の対象となりますか？

補助対象外です。中古住宅の場合、本補助金で新たに設置するものであれば対象となります。

Q26 二世帯住宅(敷地内で建物が分かれている場合も含む。)等で、どちらにも設備の設置を行う場合には、二世帯分として本補助金活用は可能ですか？

交付申請をすることができます。この場合には、一方の世帯の方が二世帯分について交付申請することはできません。必ず、各世帯の方がそれぞれ別に交付申請書を提出してください。

Q27 店舗兼住宅に設備を設置する場合は、どうしたらいいですか？

補助対象となります。また、高効率空調機器及び高効率給湯器(以下「高効率空調機器等」という。)を設置する場合には、下記のA又はBのいずれか1つの要件を満た

したうえで、匝瑳市内に本店がある再生可能エネルギー電力の小売電気事業者に、電力契約を切り替えていただくことが必要になります。

A 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置

高効率空調機器等を設置した後の住宅の想定年間消費電力量をまかなうことができる太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と接続すること。

B 当該住宅の電力契約を再生可能エネルギー電力に切替

① 再生可能エネルギー発電設備が設置できない場合

又は

② 当該住宅の想定年間消費電力量に対して再生可能エネルギー発電設備容量が不足する場合

⇒ その不足分を再生可能エネルギー電力証書（グリーン電力証書、再生可能エネルギー電力由来Jクレジット、FIT 非化石証書又は非FIT 非化石証書（再生可能エネルギー指定））の購入又は再生可能エネルギー電力メニューからの調達で補うことができること。

Q28 住宅を建替え予定ですが、その際の断熱改修(断熱化)は補助対象になりますか？

補助対象外です。既存住宅断熱改修（断熱化）は、既存住宅（＝居住に供されている又は供されたことのある住宅）の断熱改修が対象です。

Q29 建替え時に設置する高効率空調機器、高効率照明機器は補助対象になりますか？

補助対象となります。ただし、従来の空調機器等に対して省CO2効果を示す必要があります。なお、省CO2効果の有無については、導入する設備の型番等を確認し、本補助金事務局にて算出します。

また、御自身でCO2効果の計算をされる場合は、環境省が公表している下記の「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」、「脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック」等を御参照ください。

○地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック

URL: <https://www.env.go.jp/content/000214940.pdf>



○脱炭素先行地域づくり自治体向け算定支援ファイルガイドブック

URL: https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/01guidebook.pdf



Q30 高効率空調機器等について、新規・更新どちらも補助対象でしょうか？

いずれも補助対象となります。ただし、新規導入の場合は、一般的な設備と比較した場合の CO2削減効果を、既存からの代替の場合は既存設備と比較した場合の CO2削減効果を、それぞれ示す必要があります。（省 CO2効果は本補助金事務局にて算出します。）

Q31 対象となる高効率空調機器のリストや基準としなければならない性能値等がありますか？

リストや基準としなければならない性能値はありませんが、従来の空調機器等に対して省 CO2効果を示す必要があります。（省 CO2効果は、本補助金事務局にて算出します。）

＜参考＞

・経済産業省 資源エネルギー庁 省エネ性能カタログ電子版



URL: <https://seihinjyoho.go.jp/catalog/>

Q32 空調は、セントラル空調でも補助対象になりますか？

補助対象となります。

Q33 古い空調機器2台のうち、「1台を撤去し」、「新しい空調機器1台」と入れ替えます。残した古い機器1台は新しい機器と一緒に使用を続けたいのですが、この場合も補助対象となりますか？

新しい空調機器1台のみ補助対象となります。なお、古い空調機器1台分の撤去費は補助対象とはなりません。

Q34 高効率給湯機器について、新規・更新どちらも補助対象でしょうか？

いずれも補助対象となります。ただし、従来の給湯器等に対して省CO2効果が得られるものである必要があります。

Q35 交付決定前に既に業者と契約している場合は、補助対象となりますか？

本市が本補助金の交付決定をする前に、工事業者等との契約等を行った場合は、原則、補助対象外となります。当該交付決定前に購入した設備の経費についても同様です。

なお、業者の選定は、交付決定前に行っても問題ありません。

Q36 「補助対象外」となる経費には、どのようなものがありますか？

補助対象外となる経費等のうち、主なものを例示すると下記のとおりです。

- 1 既存施設、設備の撤去、移設及び廃棄費用(関係する諸経費を含む。)
- 2 本補助金の交付申請等や間接業務的な事務処理に係る経費
- 3 官公庁等への届出等に係る経費 等

※ 設備を設置するために発生する、建物(住宅)の補修費は、原則、補助対象外となります。

御不明な点がある場合は、必ず本補助金事務局に御相談の上、補助金の交付申請をしてください。

Q37 補助事業終了後の取得財産の管理について、留意点は何ですか。

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

また、法定耐用年数に達していない取得財産等については処分制限等があります。

これらの規定に従っていただけない場合は、本補助金を返還していただく場合があります。

補助対象設備ごとの法定耐用年数は、おおよそ下記のとおりとなります。

補助対象設備	法定耐用年数
既存住宅断熱改修	10年
高効率空調機器等(エアコン・エコキュート等)	6年

※ 導入する機器によっては、上表の年数に該当しない場合もあります。

詳しくは、市担当課(ゼロカーボン推進課)に御相談ください。

Q38 複数年度の事業計画で交付申請することは可能ですか。

単年度ごとの事業計画が補助対象になります。

Q39 省エネ性能の高い製品を探すには？

資源エネルギー庁の省エネ型製品情報サイトから最新の省エネ型製品を検索できます。

「省エネ型製品情報サイト」：<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q40 新築住宅に設置する場合は補助対象になりますか。

高効率空調機器及び高効率給湯機器は、新築住宅への導入も補助対象になります。

また、既存住宅断熱改修は、新規住宅は補助対象外です。

Q41 過去にリフォーム済みである窓(高断熱窓)でも新たに改修する必要がありますか。

補助対象製品に該当している設備であれば新たに改修する必要はありません。(補助対象製品は、Q8を参照)

Q42 2階の寝室部分の天井・窓の改修で、最低改修率を上回っているが補助対象になりますか。

主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を含まない改修は、最低改修率を上回っていても補助対象外です。また、最低改修率を下回る改修は、補助対象外です。

Q43 窓・ガラスを改修する場合には、主たる居室にある勝手口ドアも改修する必要がありますか。

改修する必要はありません。なお、勝手口ドアを改修する場合は、補助対象製品に該当している設備の中からガラスの面積がドア面積の50%以上の製品を用いて改修してください(登録商品にテラスドア、勝手口ドアの名称があるものに限る。)。この場合においては、採風・通風タイプは「採風・通風」があるものを使用してください。

4. 交付申請について

Q44 各設備を設置する際の、本補助金(予定)額を教えてください。

補助対象設備ごとの補助率は、以下の表のとおりとなります。

補助対象設備	①補助率、②補助限度額等	導入方法
(1) 既存住宅断熱改修(戸建住宅)	① 2/3以内 ② 上限120万円/戸(このうち、玄関ドアは上限5万円/戸)	購入 リース
(2) 高効率空調機器(エアコン)	① 2/3以内 ② 上限20万円	
(3) 高効率給湯機器(エコキュート、エコワンその他のハイブリッド給湯器)	① 2/3以内 ② 上限60万円	

※ 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

Q45 補助対象と補助対象外のどちらにもかかる共通経費は、どのように交付申請すればよいですか？

諸経費(共通経費)分を除いたうえで、「補助対象経費」と「補助対象外経費」の額(直接工事費)で按分し、諸経費(共通経費)分を計上してください。

計算例(消費税を抜いた額で算出してください)

- ① 諸経費(共通経費) 100,000円
- ② 補助対象経費 1,200,000円
- ③ 補助対象外経費 400,000円

計算1 ②÷(②+③) 1,200,000/(1,200,000+400,000)=0.75…④

計算2 ①×④ 100,000円×0.75=75,000円

交付申請額 75,000円

Q46 交付申請時、又は実績報告時に必要な添付書類は何ですか？

必要書類の詳細は、「申請の手引き」の「Ⅲ.交付申請等について」を御確認ください。

なお、添付書類が不足している場合は、受付できませんので御注意ください。

Q47 交付申請書、実績報告書等の必要部数を教えてください。

申請書等の提出部数は、1部です。また、提出方法は、本補助金事務局（匠瑤みらい株式会社）への持参のみとなっています。

Q48 工事日程や補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？

当初の交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ「変更等承認申請書」を提出いただき、本市から承認を受ける必要があります。

また、変更申請の要否の判断がつきにくい場合は、変更が見込まれる時点で市担当課（ゼロカーボン推進課）までお問い合わせください。

Q49 本補助金は、どのタイミングでもらえますか？

本補助金の支払いは、原則、全ての設置工事や手続きが終わってからの支払い（口座振込）となります。

Q50 施工業者による申請書の代理提出、設備業者等による代理申請はできますか？

可能ですが、申請者名義による申請となりますので御注意ください。

Q51 「既存設備の仕様がわかる資料（カタログ、写真等）」を求められていますが、既存設備のカタログがない場合はどうしたらよいでしょうか？

型番や銘板等が写った写真を提出してください。

5 設備導入後の手続等について

Q52 導入後の報告・調査はどのようなものですか？

設備の導入後から法定耐用年数を経過するまでの間、環境省への実績値の報告等を目的に、市が行う調査等に対して御協力いただくものです。

Q53 住宅を売却し、転出(転居)・移転します。設備はどうしたらよいですか？

設備の経過年数や処分理由等により異なります。市担当課(ゼロカーボン推進課)までお問い合わせください。

場合によっては、本補助金を返還いただく可能性もあります。

Q54 災害により設備が破損し、処分したい場合はどうすればよいですか？

状況により対応が異なりますので、処分前に市担当課(ゼロカーボン推進課)までお問い合わせください。